

## ヒアリング項目：地方公務員等における女性活躍の取組

担当府省：総務省

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所

### 1. 女性参画拡大に向けた取組

#### (1) 行政分野

- ③ 地方公務員における女性の活躍推進に向けて、各地方公共団体の実情に即した自主的な取組を支援する観点から、関係機関と連携しつつ、自治大学校における女性向け幹部登用研修など女性地方公務員の人材育成を推進するとともに、女性地方公務員の登用に当たっての課題を把握し、その改善に向けて国家公務員の取組や先進的に取り組んでいる地方公共団体の事例の紹介等を通じて、必要な情報提供や助言を行う。

### 2. 社会の課題解決を主導する女性の育成

#### (3) 社会の安全・安心を確保する女性人材の育成拡大

- ② 消防分野における女性活躍を推進するため、消防職員については、採用拡大の取組やロールモデルの提示などを行うとともに、女性幹部の育成のために消防大学校における受け入れ体制の整備や女性幹部養成コースの設置などの取組を進める。

また、消防団員についても、女性の積極的な加入促進に向けて、通知等による働きかけ、意見交換や交流を通じた女性消防団員の連携強化のためのイベント等の開催、地方公共団体における女性消防団員の加入促進に向けたモデル的な取組の推進などを行う。

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

### I あらゆる分野における女性の活躍

#### 2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

##### (3) 行政分野、理工系分野等における女性の参画拡大

- ② 各地方公共団体が特定事業主行動計画の策定過程で把握した課題や計画に盛り込んだ取組内容等を把握した上で、女性活躍・働き方改革に関する先進的な取組事例の紹介、女性活躍に取り組む職員のネットワークづくりや意見交換の促進等の戦略的な広報・情報発信の充実を図る。

また、自治大学校における女性向け幹部登用研修の実施に加え、「女性活躍・働き方改革」に関する講義枠を各種研修課程に設けるとともに、各地方公共団体における女性職員等の人材育成の在り方を検討するなど、女性地方公務員の人材育成を推進する。

これらを通じて、各地方公共団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。

##### (10) 職種・分野ごとの取組推進

- ③ 消防吏員や消防団員等、消防・防災の現場で活躍する女性の参画を拡

大するため、女性が活躍する職業・分野としての消防の広報活動の強化等、入団・採用拡大のための取組をより一層促進する。また、消防署所、消防団拠点施設等における女性専用の施設整備への充実した支援を進めるとともに、幹部に対する女性活躍の重要性への理解促進や女性消防吏員・女性消防団員に対する研修機会の拡大を推進する。

# ヒアリング項目：地方公務員等における女性活躍の取組

担当府省：総務省

## ○第4次男女共同参画基本計画に関連する分野：

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

3 行政分野

イ 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (ア) 地方公務員に関する取組

第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

1 防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進

イ 防災の現場における女性の参画拡大

## ○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	地方公務員における女性の活躍推進	(28年度当初予算) -
	女性消防吏員の更なる活躍推進	(28年度当初予算) 47,362
	・女性消防団員活性化大会 ・消防団加入促進支援事業 ・女性消防団員等の活躍加速支援事業	(28年度当初予算) 179,519
2016	女性地方公務員の活躍推進に向けた戦略的広報・情報発信	(29年度予算) 15,549
	女性消防団員の加入促進	(29年度予算) 97,510
	女性消防吏員の更なる活躍	(29年度予算) 48,474

## ○第4次男女共同参画基本計画における関連する政策領域目標及び成果目標：

★は政策領域目標を示す。

【第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
都道府県の地方公務員採用試験（全体）からの採用者に占める女性の割合	<b>31.9%</b> (平成26年度)	<b>34.4%</b> (平成27年度)	<b>40%</b> (平成32年度)
都道府県の地方公務員採用試験（大学卒業程度）からの採用者に占める女性の割合	<b>26.7%</b> (平成26年度)	<b>29.0%</b> (平成27年度)	<b>40%</b> (平成32年度)
都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合			
本庁係長相当職★	<b>20.5%</b> (平成27年)	<b>21.7%</b> (平成28年)	<b>30%</b> (平成32年度末)
本庁課長補佐相当職	<b>16.4%</b> (平成27年)	<b>17.5%</b> (平成28年)	<b>25%</b> (平成32年度末)
本庁課長相当職★	<b>8.5%</b> (平成27年)	<b>9.3%</b> (平成28年)	<b>15%</b> (平成32年度末)
本庁部局長・次長相当職	<b>4.9%</b> (平成27年)	<b>5.5%</b> (平成28年)	<b>10%程度</b> (平成32年度末)

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
市町村職員の各役職段階に占める女性の割合			
本庁係長相当職★	市町村 <b>31.6%</b> 〔政令指定都市 <b>23.5%</b> 〕 (平成27年)	市町村 <b>32.9%</b> 政令指定都市 <b>24.0%</b> (平成28年)	<b>35%</b> (平成32年度末)
本庁課長補佐相当職	市町村 <b>26.2%</b> 〔政令指定都市 <b>19.4%</b> 〕 (平成27年)	市町村 <b>27.3%</b> 政令指定都市 <b>19.7%</b> (平成28年)	<b>30%</b> (平成32年度末)
本庁課長相当職★	市町村 <b>14.5%</b> 〔政令指定都市 <b>13.4%</b> 〕 (平成27年)	市町村 <b>15.6%</b> 政令指定都市 <b>14.2%</b> (平成28年)	<b>20%</b> (平成32年度末)
本庁部局長・次長相当職	市町村 <b>6.9%</b> 〔政令指定都市 <b>7.9%</b> 〕 (平成27年)	市町村 <b>7.5%</b> 政令指定都市 <b>8.5%</b> (平成28年)	<b>10%程度</b> (平成32年度末)
地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合			
都道府県の審議会等委員	<b>30.6%</b> (平成27年)	<b>31.2%</b> (平成28年)	<b>33.3%(早期)、更に 40%以上を目指す</b> (平成32年)
市町村の審議会等委員	<b>25.6%</b> (平成27年)	<b>26.0%</b> (平成28年)	<b>30%以上</b> (平成32年)

【第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
消防吏員に占める女性の割合（注1）	<b>2.4%</b> (平成27年度)	<b>2.5%</b> (平成28年度)	<b>5%</b> (平成38年度当初)
消防団員に占める女性の割合（注2）	<b>2.5%</b> (平成26年度)	<b>2.8%</b> (平成28年度)	<b>10%を目標としつつ、 当面5%</b> (平成38年度)

（注1）消防吏員とは、消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者。

（注2）消防団員とは、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行う市町村の消防機関である消防団の構成員。

【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し番号 (注1)	項目 (注2)	担当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	関係予算 (千円)			法令・制 度改正 機構定員 その他	重点方針 2016 通し番号 (施策名) (注4)
						27年度 当初予算	27年度 補正予算	28年度 当初予算		
3	1 (1) ③	総務省	地方公務員における女性の活躍推進	地方公共団体には地方自治が保障されていること（憲法第92条）、地方公共団体の団体の規模や地域の状況も様々であることから、国としては、地方公共団体が各団体の実情に即した自主的な取組を行うことを支援する観点に立つことが必要。 地方公共団体の女性職員の更なる活躍推進に向けては、平成27年8月28日に女性活躍推進法が成立したことを受け、各地方公共団体の特定事業主行動計画の策定支援を含め、各地方公共団体が主体的に地域の実情に即した取組を更に進められるよう、必要な情報提供や助言に取り組む必要がある。	・女性地方公務員の活躍推進に向けて、各地方公共団体の実情に応じた自主的な取組を支援する観点から、関係機関と連携しつつ、女性地方公務員の人材育成を促進する。 ・女性地方公務員の活躍推進に向けて、各地方公共団体の実情に応じた自主的な取組を支援する観点から、女性地方公務員の登用に当たっての課題を把握するとともに、その改善に向けて国家公務員の取組や先進的に取り組んでいる地方公共団体の事例の紹介等を通じて、必要な情報提供や助言を行う。	-	-	-	-	34（女性地方公務員の活躍推進に向けた戦略的広報・情報発信）
41	2 (3) ②	消防庁	女性消防吏員の更なる活躍推進	消防の分野において、全国の消防吏員に占める女性の割合は、平成27年4月現在、2.4%と極めて低い水準にとどまっている。 女性が半分を占める地域社会とともに、消防（公助）においても、より多くの女性が参画、活躍することで、消防・防災体制の更なる向上が図られることが強く期待されている。 このことから、消防サービスの向上と消防組織の強化のため、女性消防吏員の活躍を推進する。	消防組織における女性吏員の活躍推進のために必要な方策等の検討を目的に、平成27年3月から7月まで、「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」を開催。 検討結果を取りまとめた報告書を、同年7月29日に公表するとともに、検討会における検討結果を踏まえ、都道府県知事あてに、女性活躍推進のための積極的な取組を要請する通知を発送。消防吏員の女性比率を平成38年度当初までに5%に増加させることを全国の目標とし、各消防本部において、数値目標の設定による計画的な増員の確保、浴室・仮眠室等女性専用施設の計画的な整備などソフト・ハード両面での環境整備に積極的に取り組むよう要請。 さらに、現状では男性が圧倒的多数を占める消防組織において、女性消防吏員の増加、活躍推進を進めていくためには、まずは消防吏員を目指す女性を増加させる必要があることから、消防の仕事の魅力と女性が活躍できる職場であることを広くPRするため、以下の取組を行う。 ・これから社会人となる年齢層の女性に対する説明会の開催 ・消防の業務、女性消防吏員の活躍情報等を総合的に提供するポータルサイトの開設 ・アピール力のある広報媒体の製作	-	-	47,362	-	70
42	2 (3) ②	消防庁	・女性消防団員活性化大会 ・消防団加入促進支援事業 ・女性消防団員等の活躍加速支援事業	地域住民の安心・安全の確保に大きな役割を果たす消防団について、消防団員総数が減少する中、女性消防団員は年々増加しているところであり、女性のいない消防団においては、これを解消することを目指すよう、より一層の女性消防団員の入団を促進すること、すでに女性が所属している消防団においては、さらに積極的な女性の消防団への入団促進を図ることを働きかける。	・全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動事例報告やパネルディスカッション等を通じて連携を深める全国女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員の活動をより一層、活性化させる。 ・女性や若者をはじめとする消防団加入促進を目的とする取組について、都道府県及び市町村から提案を受け、その中から他の地域の参考となるような取組を委託調査事業として採択する。 ・地域防災力の充実強化を図るに当たり、女性消防団員等がその担い手として活躍することが求められていることから、女性消防団員等の活躍を進めるためのシンポジウムを全国各地で開催するなど、女性消防団員等の更なる活躍の気運を醸成する事業を実施する。	55,730	-	179,519	-	69（女性消防団員の加入促進）

(注1) 『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について（平成28年1月）での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2015」（平成27年6月26日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

(注3) 『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について（平成28年1月）における記載内容である。

(注4) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での整理上の番号及び施策名を示す。

## 【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改 正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
34	I 2(3)②	総務省	女性地方公務員の活躍推進に向けた戦略的広報・情報発信	<p>地方公共団体が女性活躍推進法及び第四次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革（女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築）と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革（男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革）を車の両輪とした取組が求められている。</p> <p>そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。</p>	<p>地方公共団体における女性職員活躍・働き方改革に関する先進的な取組事例を紹介するほか、地方公共団体と総務省の女性職員活躍・働き方改革の担当者が、各団体に共通の課題について、具体的・実践的な取組手法等を検討する場（「女性地方公務員活躍・働き方改革推進協議会」）を設置する。</p> <p>また、民間事業者の専門的知見を得て、地方公共団体の女性職員活躍及び働き方改革を推進するための実践的方策について調査研究を行う。（「女性地方公務員活躍・働き方改革の推進に関する調査研究事業」）</p>	-	-	15,549	-	-
69	I 2(10)③	総務省 消防庁	女性消防団員の加入促進	<p>地域住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たす消防団について、消防団員総数が減少する中、女性消防団員は年々増加しているところであり、女性が未加入の消防団においては、女性消防団員の入団について真剣に取り組むこと、すでに女性消防団員が所属している消防団においては、さらに積極的な女性の消防団への加入促進を図ることを働きかける。</p>	<p>女性の消防団への積極的な加入促進について、通知等により働きかける。</p> <p>また、全国的女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深める全国女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員の活動をより一層、活性化させる。</p> <p>さらに、女性や若者をはじめとする消防団加入促進を目的とする取組について、都道府県及び市町村から提案を受け、その中から他の地域の参考となるような先進的な取組を委託調査事業として採択し、実施・検証を経て全国展開していく。</p>	97,510	-	97,510	-	-
70	I 2(10)③	総務省 消防庁	女性消防吏員の更なる活躍	<p>消防の分野において、平成28年4月1日現在、全国の消防吏員に占める女性の割合は2.5%と低水準。</p> <p>消防庁では、平成27年7月29日、消防庁次長から都道府県知事あてに、消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について通知を発出した。</p> <p>消防庁としても、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには、女性消防吏員の活躍推進を大きく進めることが必要。</p> <p>(注) 消防吏員：消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者。</p>	<p>消防吏員を目指す女性を増加させるため、女子学生を対象とした職業説明会やポスター等による広報を実施する。</p> <p>また、女性の採用が進んでいない消防本部に対してアドバイザーを派遣する等により、消防本部における女性の活躍に向けた取組を支援する。</p> <p>さらに、消防大学の教育訓練に加え、消防学校への講義支援等を充実させるとともに、消防大学を卒業・修了した女性消防吏員のネットワークを構築する。</p> <p>このほか、消防署所等における女性専用施設の整備に対して財政支援を行う。</p>	47,362	-	48,474	-	-

(注1) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

(注3) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）における記載内容である。